

ペットタウン まちだ

第24号

2010年
3月11日
特集号



発行・町田市
編集・環境資源部環境保全課
〒194-0036 町田市木曾東2-1-1
境川クリーンセンター
電話 042・724・2711

お問い合わせは 環境保全課 専724・2711へ

狂犬病予防注射の屋外集合注射のお知らせ 車での来場は絶対におやめ下さい。

市では、東京都獣医師会と共同して、狂犬病予防注射の屋外集合注射を右表の日程で行います。

集合注射での料金は1頭につき3,550円（注射料金3,000円・狂犬病予防注射済票交付手数料550円）です。

なお、生後90日を経過し、まだ登録をしていない犬を飼っている方は、狂犬病予防法に基づく登録が必要となりますので、別途登録手数料3,000円が必要です。

会場での狂犬病予防注射済票交付のみの手続きは行いません。注射済みで獣医師が発行する狂犬病予防注射済証（紙）をお持ちの方は、環境保全課または各市民センターで手続きをして下さい。

既に町田市に犬の登録をされている飼い主の方には、別に「狂犬病予防注射のお知らせ」（狂犬病予防注射済票交付申請書を兼ねています）を、ハガキで郵送しますので、注射の際にお持ち下さい。

注意とお願い

当日は、犬の体を清潔にして、首輪・引き綱を付けて犬を確実に扱える人が、会場に連れてきて下さい。

「狂犬病予防注射のお知らせ」ハガキについては、あらかじめ問診票の記入と飼い主の署名を行ったうえで会場へ持参して下さい。問診票にひとつでも「はい」がある場合、屋外集合注射会場での接種はできません。8時30分現在雨天の場合は、その日は中止（小雨実施）になります。実施中に雨が降り出した場合には、その会場以降が中止になることがあります。

各会場へは終了時間の5分前までにお入り下さい。
会場地図を町田市ホームページに掲載しています。ご覧下さい。
集合注射で狂犬病予防注射をしない場合は、4月1日から6月30日までの間に動物病院で接種し、獣医師の発行する狂犬病予防注射済証（紙）を環境保全課または各市民センターに提示し、狂犬病予防注射済票（金属のプレート）の交付を受けて下さい。動物病院での接種時に狂犬病予防注射済票の交付を受けることができる所もありますのでお問い合わせ下さい。

2010年度 狂犬病予防集合注射日程表			
月 日	実施会場	所在地	時 間
4月7日 (水曜日)	忠生中央広場	ひかり療育園隣	忠 生3-6 9:30~10:30
	忠生スポーツ広場	木曾南団地バス停うら	木曾西1-28 10:50~11:20
	森野二丁目児童公園	都営森野2丁目第2アパートわき	森 野2-1219 12:40~13:10
	森野三丁目児童遊園	森野3丁目自治会館隣	森 野3-4 13:30~14:10
	町田市教育センター	旧忠生第四小学校	木曾東3-1-3 14:30~15:10
	小山なかよしスポーツ広場	小山市民センター隣	小山町2503 9:40~10:30
	宝泉寺駐車場	三ツ目会館うら	小山町3659 10:50~11:20
4月8日 (木曜日)	大戸公会堂		相原町4394 12:50~13:20
	相原中央公園		相原町2015 13:50~14:50
4月7日が雨天中止の場合の代替日は4月14日です。4月14日が雨天中止の場合の再代替日は4月21日です。			
4月8日 (木曜日)	日向台北公園	町田三小うら	本町田2754 9:30~10:30
	薬師台がしのき公園		薬師台1-30 11:00~11:30
	金井さくら公園		金 井6-42 11:50~12:20
	玉川学園なかよし公園		玉川学園6-3 13:40~14:20
	原町田わかば公園		原町田6-27 14:50~15:20
	本町田貝がら公園		本町田29 9:20~10:10
	三輪緑山スポーツ広場		三輪緑山3-25 10:40~11:40
4月8日 (木曜日)	成瀬台公園		成瀬台3-7 13:10~14:00
	東玉川学園化石谷公園前		東玉川学園4-3470 14:20~15:00
4月8日が雨天中止の場合の代替日は4月15日です。4月15日が雨天中止の場合の再代替日は4月22日です。			
4月12日 (月曜日)	小野路公会堂		小野路町947 9:20~9:50
	熊の堂公園		下小山田町4018 10:20~11:00
	上小山田センター		上小山田町2616-2 11:20~12:00
	下馬場広場		小山町147-5 13:20~14:20
	柄沢公園	都営忠生4丁目アパートわき	忠生4-7 14:40~15:10
	つくし野宮まえ児童公園	杉山神社隣	つくし野2-8 9:30~10:30
	つばき公園		南つくし野2-10 10:50~11:20
4月12日 (月曜日)	金森つみみ児童公園	南市民センター前	金 森1697 12:50~13:40
	鶴間公園		芝生広場下 鶴 間3-1 14:10~15:00
4月12日が雨天中止の場合の代替日は4月19日です。4月19日が雨天中止の場合の再代替日は4月26日です。			
4月13日 (火曜日)	町田天満宮		原町田1-21 9:30~10:00
	金森二丁目児童遊園		金 森619 10:20~10:50
	小川かえで公園		小 川12-29 11:10~11:50
	成瀬弁天橋公園	成瀬会館隣	成 瀬2045 13:10~14:10
	高瀬第一公園		高ヶ坂284 14:30~15:10
	真光寺飯守神社		真光寺町240 9:40~10:10
	鶴川若草児童公園		鶴川1-11 10:30~11:10
4月13日 (火曜日)	四つ木橋児童公園		三輪町398 11:30~12:00
	野津田公民館		野津田町775 13:30~14:00
4月13日 (火曜日)	J/Aグループバスセンター(砂利)	鶴川郵便局うら	大蔵町438-1 14:20~15:30
	4月13日が雨天中止の場合の代替日は4月20日です。4月20日が雨天中止の場合の再代替日は4月27日です。		
4月18日 (日曜日)	境川クリーンセンター		木曾東2-1-1 9:15~11:30
雨天実施です。代替日はありません。			

狂犬病は恐ろしい病気って知っていますか？

犬を飼い始めたときの登録や毎年の狂犬病予防注射は、狂犬病予防法という法律で義務付けられています。なぜ、このような決まりがあるのでしょうか？

狂犬病は犬に限らず、ヒトはもちろん、猫やキツネ、アライグマなど、全ての哺乳類が感染する病気です。

ヒトへの主な感染ルートは、狂犬病に感染した動物にかまれた時に、唾液に含まれるウイルスが体内に侵入するというものです。その90%以上が犬によるものと言われています。そして、狂犬病を発症した場合の致死率は、ほぼ100%、世界では毎年5万人以上が命を落としている恐ろしい病気です。

狂犬病は、日本国内では50年以上発生していないため「過去の病気」と思われがちですが、日本以外で狂犬病の発生のない地域は、ほんのわずかしかなかったりません。2006年には、海外で狂犬病の犬にかまれた方が、帰国後に発症するという事例も発生しています。

動物の輸入検疫など、狂犬病の侵入を水際で阻止する取組みが行われていますが、狂犬病の侵入を絶対に阻止できると断言することはできません。狂犬病には治療法がありませんので、万が一にも日本に侵入した場合に備えての予防策が重要となります。

幸いにも狂犬病は予防注射で防げる病気です。日本国内の犬が毎年の狂犬病予防注射を受けていれば、狂犬病が侵入してきたとしても、感染の拡大やヒトへの感染が防げます。

また、犬の登録によって、犬の所有者を明確にして、責任を持って犬を飼ってもらうほか、どこの地域に何頭の犬がいるのかを把握しておくことで、狂犬病が発生したときに、迅速に対策が立てられるようになります。

そのため、狂犬病予防法で犬の登録と毎年の予防注射が義務付けられているのです。

飼い主の方は、犬の登録と毎年の予防注射をして、飼い主としての社会に対する責任を果たしましょう。



『狂犬病の発生状況(平成19年11月現在)』厚生労働省ホームページから転載
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/pdf/03.pdf>

犬を飼うには、いろいろな手続きがあるって知っていますか？

ほとんどの方は、犬を飼うには、一生に一回の登録と、毎年狂犬病予防注射をして注射済票の交付を受けなければならないということを知っていると思いますが、その他にも手続きすることがあることを知っていますか？

その中で、意外と忘れてしまっている2つのことをお話します。

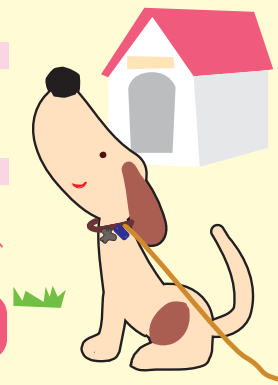
遡 犬の転入・転居（譲渡を含む）

- ・市内で転居した場合、市に届出なければいけません。
- ・市外に転出した場合は、引越し先の市町村に登録事項変更届が必要です。
- ・犬を譲渡する場合は、新しい飼い主の方が、新しく飼う住所の市町村に届出をしなければいけません。

遡 犬の死亡届

犬が死亡した場合は、必ず市に死亡届を出さなければいけません。

この届けをいただけないと、あなたの愛犬が、いつまでも違う住所にいることになってしまったり、すでにいないのにずっと生きていくことになってしまいます。



届出は、環境保全課または各市民センターまでお願いします。

飼い犬・飼い猫等の避妊・去勢手術補助事業のお知らせ

市では、飼育できないため致死処分されたり、遺棄されてしまう不幸な命をださないために、獣医師の方々の協力で、飼い犬、飼い猫等に避妊・去勢手術を行う方への補助事業を行っています。

1 補助対象・補助金額

補助の要件、補助金額は右表のとおりです。

2 手続方法

遡環境保全課に補助金交付申請書（第1号様式）を提出して下さい（郵送可）。様式は、町田市ホームページに掲載しています。詳細はお問い合わせ下さい。

遡提出された申請書の審査が終了すると、環境保全課から補助金交付決定通知書、手術完了報告書、補助金交付請求書が送付されます。

遡交付決定通知書と手術完了報告書を補助対象動物病院に持参し手術を受けて下さい。手術が済みましたら、手術完了報告書に獣医師の記入・押印を受けて、補助金交付請求書と一緒に直接または郵送で環境保全課（〒194-0036 木曽東2-1-1）に提出して下さい。補助金交付決定の日から3か月以内（3か月以内に3月31日が到達する場合は3月31日まで）が提出期限となります。後日、指定の口座に補助金が振り込まれます。

3 注意事項

遡2010年度の補助金交付申請は2010年4月1日から受付します。

遡次の場合、補助金の交付を受けることができません。

- × 補助金交付申請書の提出・審査が終了する前に手術をした場合（審査には日数がかかります。余裕を持って申請して下さい）
- × 補助対象動物病院以外で手術をした場合（補助対象動物病院は町田市ホームページに掲載しています。詳細についてはお問い合わせ下さい）
- × 補助金交付決定の日から3か月以内（3か月以内に3月31日が到達する場合は3月31日まで）に、補助金交付請求書と手術完了報告書の提出がなかった場合
期日までに手術を完了し、かつ必要書類を提出することが必要です。

		補助要件 (全て満たすことが必要です)	補助金額
飼い犬	生後3か月以上経過していること	所有者（飼い主）の方が町田市内に居住していて、町田市内で飼われていること	メス：6,000円 オス：3,000円
飼い猫			管理者の方が町田市内に居住していて、町田市内で管理されていること
飼い主のいない猫			

飼い主のいない猫との共生モデル地区制度のお知らせ

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために、飼い主のいない猫の、無責任な餌やりによるフンの被害や避妊・去勢手術の未実施で子猫が生まれてしまうといった問題を解決しようと取り組む町内会・自治会を基礎とした団体を支援する『飼い主のいない猫との共生モデル地区』事業を行っています。

町田市はモデル団体に対して、避妊・去勢手術に要する費用の補助（補助金制度利用時の補助金額の増額）や、避妊・去勢手術のために飼い主のいない猫を捕獲するトラップケージの貸し出し等の支援を行っています。

現在、市内では4つのモデル団体が精力的に活動しており、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術や、餌やりやトイレの管理に取組み、一定の成果をあげています。

新たにモデル団体となっていた町内会・自治会を募集しています。詳細は、環境保全課までお問い合わせ下さい。



まちだ動物愛護のつどい2009を開催しました

2009年10月25日に教育センターで『まちだ動物愛護のつどい2009～災害時のペットケア～』を開催しました。

当日は雨のため、体育館の中での開催となりましたが、メインイベントであるパネルディスカッション『災害時のペットケア』や企業・動物愛護団体などの出演・実演、バンド演奏などを行い、200人を超える方々に来場いただきました。

来場者の方々から「動物福祉について考えることができた」「かわいそうな動物たちの現状を知ることができて良かった」「イベントを通して、動物問題が身近になった」「災害時のペットケアの話が勉強になった」など、多くの感想をいただきました。

まちだ動物愛護のつどい実行委員会ホームページ

<http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/pet/tudoi/index.html>



犬フンの放置が問題になっています。マナーを守って飼いましょう!!